

小諸市動植物の保護に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小諸市動植物の保護に関する条例（令和5年小諸市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(所有者等の同意)

第3条 市長は、条例第6条第3項の規定による同意を得る場合にあっては、指定同意書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第8条の規定により指定を解除する場合にあっては指定解除通知書（様式第2号）により通知し、区域を変更する場合にあっては前項の規定を準用する。

(保護動植物及び保護地区の指定の告示)

第4条 条例第6条第4項の規定による告示（条例第8条第2項において準用する場合を含む。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定の名称

(2) 保護地区に含まれる土地の区域若しくは水域又は保護動植物の種類

(3) 指定若しくは指定の解除又は区域の変更の理由

(4) 指定若しくは指定の解除又は区域の変更の年月日

(保護地区及び保護動植物の指定等の申出)

第5条 条例第6条第5項の規定による申出（条例第8条第2項において準用する場合を含む。）は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

(1) 申出者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 申出の内容

(3) 申出の理由

(標識の設置)

第6条 条例第7条に規定する標識は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 指定の名称

(2) 保護地区の略図若しくは位置図又は保護動植物の種類

(3) 指定の理由

(4) 指定年月日

(5) 指定した担当部署名

(行為の届出)

第7条 条例第9条第1項の規定による届出は、保護地区内行為届出書（様式第3号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地図
- (2) 行為地及び付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

第8条 条例第9条第1項第6号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 河川、池沼等の水位又は水量に増減を及ぼすこと。
 - (2) 樹木の生態に著しく影響を及ぼすおそれのある薬剤を散布し、又は表土を採取すること。
- (通常管理行為)

第9条 条例第9条第5項に規定する通常管理行為とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 国又は地方公共団体が道路又は公共施設の維持管理のために行う行為
- (2) 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
- (3) 信号機、防護柵、土留擁壁又は鉄道、軌道若しくは自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築を含む。）。
- (4) 道路の舗装、勾配緩和、線形改良その他の道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの
- (5) 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。
- (6) 巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。
- (7) 宅地の木竹を伐採すること。
- (8) 自家用のために木竹を択伐（塊状択伐を除く。）すること。
- (9) 果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。
- (10) 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- (11) 森林の保育又は電線路の維持のために下刈し、つる切りし、又は間伐すること。
- (12) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物を除去すること。
- (13) 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を伐採すること。

- (14) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。
- (15) 法令の規定又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。
- (16) 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- (17) 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、市長が通常管理行為と認めるもの
(保護動植物採取の許可申請)

第10条 条例第10条第1項ただし書の規定により保護動植物の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、保護動植物捕獲、採取、殺傷、損傷許可申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、行為地の位置を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面を添えなければならない。

(身分証明書)

第11条 条例第11条第2項の規定による証明書は、職員の身分証明書の発行に関する規則（昭和46年小諸市規則第15号）に基づく身分証明書とする。

(活動団体の認定の申請)

第12条 条例第14条第2項の規定による申請をしようとする者は、活動団体認定申請書（様式第5号）に必要書類を添えて市長へ提出しなければならない。

(活動団体の認定の要件)

第13条 条例第14条第3項の規定による要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内を中心に活動していること。
- (2) 団体の活動が、営利を目的とするものでないこと。
- (3) 団体の活動が、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- (4) 団体の活動が、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (5) 団体の活動が、特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するものでないこと。

(活動団体の認定取消しの要件)

第14条 条例第14条第5項の規則で定める場合は、次にとおりとする。

- (1) 認定団体の代表者が、書面により認定取消しの申出をしたとき。
- (2) 申請内容に虚偽の記載等があることが判明したとき。
- (3) 前条各号の要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認定団体として適当でないと判断したとき。

(台帳の作成)

第15条 市長は、保護動植物又は保護地区を指定したときは、必要な事項を記載した台帳及び位置図を作成し、これを適切に保管するものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。